

情報資産利用規約

(目的)

第1条

本利用規約（以下、「本規約」という。）は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「当機構」という。）が提供する「情報資産」の利用に際しての条件について定めることを目的とする。

(定義)

第2条

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一. 情報資産

当機構が、xData プラットフォームまたは DCCS (Data Centric Cloud Service)（以下、双方合わせて「本サービス」という。）という名称で提供する API を利用して稼働するアプリケーションおよびそのサンプルデータ等一式を指し、下記 URL の情報資産リポジトリにて入手可能なものをいう。

<https://repository.xdata.nict.jp/>

二. 前提規約等

本サービスを利用するにあたり締結された契約または利用申請に際しての遵守事項を定めた規約であって、本規約の前提となるものをいう。

三. 利用者

前提規約等を当機構と締結し、または利用申請し当機構から当該申請を許可された情報資産の利用者をいう。

四. 二次成果物

情報資産を利用または改変して利用者が生成したコンテンツをいう。

(適用)

第3条

前提規約等に定めのない事項については、本規約を適用するものとする。

2 前提規約等と本規約の内容が異なる場合には、本規約を優先して適用するものとする。

(権利の帰属)

第4条

情報資産に含まれている情報、特許、商標、画像、デザイン、その他の著作物等に係る

一切の権利（以下、「知的財産権等」という。）は当機構に帰属する。

（利用条件）

第5条

利用者による情報資産の利用に際しては、前提規約等が締結または許可されているものとする。

- 2 前提規約等がいかなる理由であれ終了した以降は、利用者は、情報資産を継続して利用できないものとする。
- 3 利用者は、当機構の事前の了承を得た場合を除き、利用者以外の者（以下「他者」という。）に情報資産を利用させてはならない。

（商用利用）

第6条

利用者による情報資産の利用に際しては、研究開発またはサービス検証（PoC：概念実証）を目的とした利用に限るものとし、商用利用は禁止する。ただし、第7条に定める二次成果物であって、本サービスを利用しない場合については、この限りではない。

（二次利用・二次成果物）

第7条

利用者は、本規約が定める範囲内で、情報資産を自由に改変して利用することができる。

- 2 利用者が情報資産を改変した箇所の知的財産権等は、利用者に帰属する。
- 3 利用者は、当機構の事前の了承を得た上で、改変した当該箇所を含む二次成果物を他者に利用させることができる。ただし、二次成果物の利用に関しては、利用者が一切の責任を負うものとし、当機構は、何ら義務ないし責任を負わないものとする。
- 4 前項にかかわらず、二次成果物が本サービスを利用して稼働する場合は、前提規約等で定められる内容に従って、他者が本サービスを利用する了承を得ること。

（免責）

第8条

当機構は、情報資産について、その性能、完全性、正確性、信頼性、有用性、セキュリティ等に関する保証を含め、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 当機構は、利用者による情報資産の利用が、日本を含む全ての国や地域で合法であることを保証するものではない。
- 3 当機構は、情報資産の提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、廃止、情報資産を通じて送受信、交換、蓄積される情報データ等の流出または消失、その他情報資産に関連して発生した第三者の損害について、一切責任を負わないものとする。

- 4 当機構は、情報資産に関し、随時改修を行うことがある。ただし、当機構の判断で行うものであり、利用者の要求に必ず応じるものではない。
- 5 当機構は、情報資産の継続的提供および情報資産を利用するための本サービスの提供の継続を保証するものではない。提供が突然中断することとなった場合でも、当機構は一切の責任を負わないものとする。

この規約は令和4年12月14日から施行する。